

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○ 告示	
○ 土壤汚染対策法により形質変更時要届出区域を指定する件	四四
○ 一般廃棄物処理施設の変更申請があった件	四四
○ 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件	四五
○ 土地収用法により事業の認定をした件	四五
公 告	
○ 福島県情報公開条例により公文書の開示の実施状況を公表する件	四六
○ 福島県個人情報保護条例により保有個人情報の開示等の運用状況を公表する件	四六
○ 土地改良区連合の役員が就任した旨届出があった件	四二
○ 福島県選挙管理委員会	四二
○ 選挙人名簿の選挙時登録の基準日を定めた件	四二
○ 福島海区漁業調整委員会	四三
○ 河口付近はえなわ漁業について指示する件	四三

告 示

福島県告示第六百八十七号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。

令和三年十月十五日

- 一 指定する区域
- 西白河郡西郷村大字羽太字鍛冶屋畑十番及び三十七番二の各一部で次の図に示す区域
- 福島県知事 内 堀 雅 雄

- 二 指定する区域において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準（土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準をいう。以下同じ。）又は土壤含有量基準（同条第二項の基準をいう。以下同じ。）に適合していない特定有害物質（土壤汚染対策法第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。）の種類
- 1 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
なし
- 2 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- （「次の図」は、省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室水・大気環境課及び福島県南地方振興局県民環境部環境課に備え置いて縦覧に供する。）
（水・大気環境課）

福島県告示第六百八十八号

一般廃棄物処理施設の変更申請があった件（令和二年福島県告示第四百八号）の許可の申請の内容に変更があったので、次のとおり告示する。なお、その申請書及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第九条第二項で準用する第八条第三項の当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を、令和三年十月十五日から一月間一般縦覧に供する。

令和三年十月十五日

- 福島県知事 内 堀 雅 雄
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
株式会社ウイズウェイストジャパン 代表取締役 山田 耕
埼玉県さいたま市大宮区大成町二丁目二百二十四番地一
- 二 一般廃棄物処理施設の設置の場所
福島県田村郡小野町大字南田原井字大和久百六十九番二ほか
- 三 一般廃棄物処理施設の種類
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第五条第二項に規定する最終処分場
- 四 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類
焼却灰、ばいじん、不燃物残渣
- 五 申請年月日 令和元年八月十六日
- 六 縦覧場所
- 1 福島県中地方振興局県民環境部環境課
福島県郡山市麓山一丁目一番一号
- 2 小野町民生課
福島県田村郡小野町大字小野新町字館廻り九十二番地
- 3 田村市滝根行政局市民係

- 4 福島県田村市滝根町神俣字関場百十八番地
三春町住民課
- 5 福島県田村郡三春町字大町一番地の二
いわき市役所本庁舎一階市民ロビー
- 6 福島県いわき市平字梅本二十一番地
いわき市川前支所
- 7 福島県いわき市川前町川前字五林六番地
いわき市小川支所
- 8 福島県いわき市小川町高萩字下川原十五番地の六
いわき市三和支所
- 9 福島県いわき市三和町下市萱字竹ノ内百十四番地の一
田村広域行政組合環境課

福島県田村郡三春町大字熊耳字下荒井百七十六番地一 田村広域行政組合会館
(一般廃棄物課)

福島県告示第六百八十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和三年十月十五日から同年十一月十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部商業労働課に備え置いて縦覧に供する。

令和三年十月十五日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
鹿島ショッピングセンター 福島県いわき市鹿島町米田字日渡五番地ほか一二一筆
- 二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百九十号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定により、事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

令和三年十月十五日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 起業者の名称
福島市

二 事業の種類
清水支所整備事業

取用又は使用の別を明らかにした起業地
取用の部分 福島県福島市泉字大仏及び字扇田地内
使用の部分 なし

四 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、次のとおり、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第二十条第一号の要件への適合性
清水支所整備事業(以下「本件事業」という。)は、法第三十三条第三十一号に掲げる地方公共団体が設置する庁舎に該当する。

したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性

起業者は、一福島市公共施設等総合管理計画に基づき本件事業を行うこととしており、必要な予算措置を講じているため、事業遂行の意思と能力があるものと認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性

(一) 得られる公共の利益
福島市清水支所は、老朽化による防災面の課題や、施設スペースの不足等によって十分な市民サービスが提供できないなどの課題を抱えている。

本件事業の施行により、従来からの施設に関する課題が解消され、市民サービスの向上が見込まれるうえ、災害時における地元住民の緊急避難施設としての機能を果たすことができる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(二) 失われる利益

本件事業計画地及び周辺地域における希少野生動植物について、起業者が令和二年五月に福島県生活環境部自然保護課に確認したところ、希少生物の生息について起業地は該当無い旨の回答を得ている。

また、本件事業計画地内の埋蔵文化財の有無については、福島市文化振興課から、文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)による周知の埋蔵文化財包蔵地は存しない旨の回答を得ている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は、確認の限りでは認められない。

(三) 事業計画の合理性

起業者は、市民サービスの向上等のため、平成二十九年二月に「福島市公共施設等総合管理計画」を、令和元年に当該計画に基づく「福島市行政施設個別計画」を策定した。

本件事業は、これらを実現するために実施するものである。
 また、本件事業における起業地の選定は、事業に必要な面積が確保され、交通の利便性に恵まれており、用地取得及び造成工事の費用が低減できるなどの観点から、三箇所の候補地を比較検討した結果、申請案が最適であるとして起業地が決定されている。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。
 以上より、本件事業により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越し、事業計画は合理的であることから、本件事業は土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められ、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号要件への適合性

(一) 事業を早期に施行する必要性
 清水支所庁舎は、建設後四十五年が経過し、建物、設備の老朽化が著しく進んでいる。

また、起業者に対し、清水地区自治振興協議会及び清水地区改築検討委員会から本件事業の早急な実施が求められている。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。
 (二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

起業地の範囲は、本件事業計画に必要な範囲と認められる。
 また、本起業地は、全て本件事業の用に恒久的に供されるため、収用又は使用の別を収用としたことについても合理的であると認められる。

5 結論
 以上のことから、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

福島市財務部管財課管理係

(土木総務課用地室)

公 告

公告第百九十八号

福島県情報公開条例（平成十二年福島県条例第五号。以下「条例」という。）第三十条の規定により、令和二年度における各実施機関の公文書の開示の実施状況を次のとおり公表する。

令和三年十月十五日

福島県知事 内堀 雅 雄

1 公文書の開示請求の状況

(1) 受付窓口別の内訳

(単位 件)

区 分	請 求 件 数
県 政 情 報 セ ン タ ー	5,057
県 政 情 報 コ ー ナ ー	7,821
出 先 機 関 窓 口	1,185
警 察 情 報 セ ン タ ー	42
合 計	14,105

注

- 「請求」とは、条例第5条の規定による公文書の開示の請求をいう（以下同じ。）。
 - 「県政情報センター」とは、県庁西庁舎に設置された窓口をいう。
 - 「県政情報コーナー」とは、県中、県南、会津、南会津、相双及びいわきの各地方振興局に設置された窓口をいう。
 - 「出先機関窓口」とは、伊達、二本松、三春、棚倉及び喜多方の各合同庁舎内に所在する各出先機関並びに単独の出先機関並びに公立大学法人の窓口をいう。
 - 「警察情報センター」とは、福島県警察情報センターに設置された窓口をいう。
- (2) 実施機関別の内訳 (単位 件)

実 施 機 関 の 区 分	請 求 件 数
総 務 部	376
知 危 機 管 理 部	132
企 画 調 整 部	242
生 活 環 境 部	68

保健福祉部	2,498
商工労働部	268
農林水産部	534
土木部	4,676
出入納局	8
企業業局	13
事小計	8,815
教育委員会	5,042
公安委員会	0
警察本部	42
選挙管理委員会	68
監査委員	0
人事委員会	0
労働委員会	0
収用委員会	0
海区漁業調整委員会	0
内水面漁場管理委員会	0
病院事業管理者	13
公立大学法人福島県立医科大学	119
公立大学法人会津大学	6

合 計	14,105
-----	--------

2 公文書の開示の決定等の状況

(1) 決定等の状況

(単位 件)

決 定 等 区 分	件 数
開 全 部 開 示	7,841
一 部 開 示	4,748
示 小 計	12,589
不 開 示	1,172
うち公文書の不存在	1,134
請 求 の 取 下 げ	344
却 下	0
合 計	14,105

(2) 不開示理由の内訳

(単位 件)

条例第7条に規定する不開示情報区分	一部開示	不開示	合 計
条例第7条第1号 (法令秘情報) 又は旧条例第6条第1号	0	0	0
条例第7条第2号 (個人情報) 又は旧条例第6条第2号	2,805	2	2,807
条例第7条第3号 (事業情報) 又は旧条例第6条第3号	3,678	14	3,692

条例第7条第4号(犯罪捜査等情報)又は旧条例第6条第4号	13	1	14
旧条例第6条第5号(国、地方公共団体等関係情報)	0	0	0
条例第7条第5号(審議、検討等情報)又は旧条例第6条第6号	46	3	49
条例第7条第6号(事業執行過程情報)又は旧条例第6条第7号	313	19	332
旧条例第6条第8号(合議制機関等関係情報)	0	0	0
合 計	6,855	39	6,894

注

- 1 事案により複数の不開示理由に該当するものがあるため、合計数は一部開示及び不開示(公文書の不存在を除く。)の決定件数の合計と一致しない場合がある。
- 2 条例第7条に規定する不開示情報の区分の欄に掲げる旧条例第6条各号は、条例附則第3項の規定により読み替えて適用される改正前の福島県情報公開条例(平成2年福島県条例第41号)第6条各号を示す。
- 3 審査請求の状況
行政不服審査法(平成26年法律第68号)に基づき審査請求に対する裁決の状況等は、次のとおりである。
(1) 件数

(単位 件)

審 査 請 求	裁 決				決 定		取下げ	審理中
	却下	棄却	認容	一部認容	小計			
前年度からの繰越件数	0	3	0	1	4	0	5	
6	3	0	3	0	1	4	0	

(2) 件名等

--	--	--	--	--	--	--	--	--

審査請求の提起年月日	件 名	裁決等の区分
平成30年8月30日	「平成23年度以降に実施された福島県、医大及び環境省の合同会議にかかる文書」の不開示決定に対する審査請求	棄 却
平成31年1月30日	「那山警察留置施設の食事提供に関する入札記録等の文書」の一部不開示決定に対する審査請求	一 部 認 容
令和元年11月27日	「共同墓地に関する共有者の相続関係説明図」の一部不開示決定に対する審査請求	審 理 中
令和2年2月10日	「特定事件に関する書類全て」の一部不開示決定に対する審査請求	棄 却
令和2年2月10日	「特定事件に関する書類全て」の一部不開示決定に対する審査請求	棄 却
令和2年3月24日	「甲狀腺二次検査の受診者とその家族に対するアンケート調査」の一部不開示決定に対する審査請求	審 理 中
令和3年1月19日	「福島県災害対策本部非常勤職員設置要綱・非常勤職員の委嘱についての発議書」及び「兼業依頼・許可申請書及び同発議書」の一部不開示決定に対する審査請求	審 理 中
令和3年1月22日	「特定事件における口頭弁論の復命書」の一部不開示決定に対する審査請求	審 理 中
令和3年1月22日	「特定事件における口頭弁論の復命書」の一部不開示決定に対する審査請求	審 理 中
令和3年1月22日	「特定事件における口頭弁論の復命書」の一部不開示決定に対する審査請求	審 理 中

(文書法務課)

公告第百九十九号

福島県個人情報保護条例(平成六年福島県条例第七十一号。以下「条例」という。)

人事委員会	10	197	0	207
労働委員会	0	0	0	0
収用委員会	0	0	0	0
海区漁業調整委員会	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0
病院事業管理者	8	0	0	8
公立大学法人 福島県立医科大学	147	11	0	158
公立大学法人 会津大学	0	152	0	152
合計	617	12,225	1	12,843

2 文書による開示請求に対する決定等の状況
(1) 決定等の状況

(単位 件)

決定等区分	件数	
		開示
全部開示	246	
一部開示	302	
小計	548	
全部不開示	64	
うち公文書の不在	63	
取下げ	2	
却下	3	
合計	617	

(2) 不開示理由の内訳

(単位 件)

条例第12条に規定する不開示情報の区分	一部開示	不開示	合計
第1号 (法令秘情報)	1	0	1
第2号 (本人不利益情報)	7	1	8
第3号 (開示請求者以外の個人に関する情報)	214	0	214
第4号 (法人等の事業に関する情報)	34	0	34
第5号 (個人の評価等事務に関する情報)	1	0	1
第6号 (犯罪捜査等情報)	9	0	9
第7号 (審査、検計及び協議に関する情報)	1	0	1
第8号 (事務又は事業に関する情報)	60	0	60
合計	327	1	328

注 事案により複数の不開示理由に該当するものがあるため、合計数は一部開示及び不開示 (公文書の不在を除く。) の決定件数の合計と一致しない場合がある。

3 訂正請求に対する決定等の状況

(単位 件)

訂正	一部訂正	不訂正	取下げ	却下	合計
0	0	1	0	0	1

4 審査請求に対する裁決等の状況

行政不服審査法 (平成26年法律第68号) に基づく審査請求に対する裁決等の状況は、次のとおりである。

(1) 件数

(単位 件)

審査請求の 提起年月日	件 名	裁 決			取下げ	審理中
		却下	棄却	認容		
令和元年7月16日	令和元年6月3日付けでなされた自己情報開示請求の一部開示決定に対する審査請求	1	2	0	0	3
令和2年4月8日	令和2年3月10日付けでなされた自己情報開示請求の却下に対する審査請求	1	2	0	0	3
令和2年6月22日	令和2年6月4日付けでなされた自己情報開示請求の却下に対する審査請求	1	2	0	0	3
令和2年8月26日	令和2年8月24日付けでなされた自己情報開示請求の不訂正決定に対する審査請求	1	2	0	0	3
令和2年11月22日	令和2年10月26日付けでなされた自己情報開示請求の不開示決定等に対する審査請求	1	2	0	0	3
令和2年12月20日	令和2年12月8日付けでなされた自己情報開示請求の不開示決定に対する審査請求	1	2	0	0	3

(2) 件名等

審査請求の 提起年月日	件 名	裁 決	取下げ	審理中
令和元年7月16日	令和元年6月3日付けでなされた自己情報開示請求の一部開示決定に対する審査請求	棄却	0	3
令和2年4月8日	令和2年3月10日付けでなされた自己情報開示請求の却下に対する審査請求	棄却	0	3
令和2年6月22日	令和2年6月4日付けでなされた自己情報開示請求の却下に対する審査請求	審理中	0	3
令和2年8月26日	令和2年8月24日付けでなされた自己情報開示請求の不訂正決定に対する審査請求	審理中	0	3
令和2年11月22日	令和2年10月26日付けでなされた自己情報開示請求の不開示決定等に対する審査請求	却下	0	3
令和2年12月20日	令和2年12月8日付けでなされた自己情報開示請求の不開示決定に対する審査請求	審理中	0	3

5 苦情相談の処理の状況

事業者が行う個人情報取扱の取扱いに関する苦情相談の実績はなかった。

(文書法務課)

公告第二〇九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十四条において準用する同法第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区連合の役員が就任した旨届出があった。

令和三年十月十五日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称
会津南部土地改良区連合

就任した役員

住所

役別 氏名

理事 佐藤 美代志 河沼郡湯川村大字堂畑字二本柳甲二三五番地

同 白井 康友 会津若松市門田町大字一ノ堰字村西八番地

同 成田 幸意 市門田町大字黒岩字若宮一番地

監事 佐瀬 宗司 同 市神指町大字南四合字深川八四番地

(農村計画課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第七十号

令和三年十月三十一日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二條第三項の規定による選挙人名簿の登録について選挙時登録の基準日を次のとおり定めた。

令和三年十月十五日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

選挙時登録の基準日

令和三年十月十八日（年齢については、令和三年十月三十一日）

福島海区漁業調整委員会

福島海区漁業調整委員会指示第六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十條第一項の規定により、次のとおり指示する。

令和三年十月十五日

福島海区漁業調整委員会

会長 今野 智光

福島県漁業調整規則（令和二年福島県規則第六十八号）第四十一條の二第一号から第五号までに規定する区域においては、令和三年十月十五日から同年十一月十四日までの間は、はえなわ漁業を営んではならない。